請　求　債　権　目　録（１）

（扶養義務等に係る確定金債権）

□ 　　　　法務局

所属公証人　　　　　作成令和　　年第　　　　　号

□ 　　地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員及び執行費用

記

１ 確定期限が到来している債権及び執行費用　金　　　　　　　　円

(1)イ　金　　　　　　　　円

ただし，債権者，債務者間の についての令和 年 月から令和 年 月まで１か月金　　　　　　　　円の養育費の未払分（支払期 日）

ロ　金　　　　　　　　円

ただし，債権者，債務者間の についての令和 年 月から令和 年 月まで１か月金　　　　　　　　円の養育費の未払分（支払期 日）

ハ　金　　　　　　　　円

ただし，債権者，債務者間の　　　　　　　　　　　　　についての令和 年 月から令和 年 月まで１か月金　　　　　　　　円の養育費の未払分（支払期 日）

(2) 金　　　　　　　　円　　　　ただし，執行費用

（内訳） 本申立手数料 金４，０００円

本申立書作成及び提出費用 金１，０００円

差押命令正本送達費用 金２，９４１円

資格証明書交付手数料 金　　　　　円

送達証明書申請手数料 金　　　　　円

執行文付与申請手数料 金　　　　　円

（注）該当する事項の□にレを付する。

請 求 債 権 目 録（２）

（一般債権）

□ 　　　　法務局

所属公証人 作成令和 年第 号

□ 　　地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員

記

１ 元金　 金 円

ただし，

２ 損害金 金 円

□ 上記１に対する，令和 年 月 日から令和 年 月 日まで の割合による金員

□ 上記１の内金 円に対する，令和 年 月 日から令和 年 月 日まで の割合による金員

合計 金 円

□ 弁済期令和 年 月 日 □ 最終弁済期令和 年 月 日

□ なお，債務者は， に支払うべき金員の支払を怠り，令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

□ なお，債務者は， に支払うべき金員の支払を怠り，その額が金 円に達したので，令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

□ なお，債務者は， に支払うべき金員の支払を怠り，その額が 回分以上に達したので，令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

□

（注）該当する事項の□にレを付する。

【記載例】　　請　求　債　権　目　録（１）

（扶養義務等に係る確定金債権）

☑ 東京　法務局

所属公証人 山田一郎 作成令和元年第　１２３　号

□ 　　地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員及び執行費用

記

１ 確定期限が到来している債権及び執行費用　金　１９０，４９１　円

(1)イ　金　６０，０００　円

ただし，債権者，債務者間の 長女　×× についての令和元年５月から令和元年７月まで１か月金２０，０００円の養育費の未払分（支払期毎月末日）

ロ　金　６０，０００　円

ただし，債権者，債務者間の 長男　×× についての令和元年５月から令和元年７月まで１か月金２０，０００円の養育費の未払分（支払期毎月末日）

ハ　金　６０，０００　円

ただし，債権者，債務者間の　二女　××　についての令和元年５月から令和元年７月まで１か月金２０，０００円の養育費の未払分（支払期 毎月末日）

(2) 金　１０，４９１　円　　　　ただし，執行費用

（内訳） 本申立手数料 金４，０００円

本申立書作成及び提出費用 金１，０００円

差押命令正本送達費用 金２，９４１円

資格証明書交付手数料 金　　６００円

送達証明書申請手数料 金　　２５０円

執行文付与申請手数料 金１，７００円

（注）該当する事項の□にレを付する。

【記載例】　　請 求 債 権 目 録（２）

（一般債権）

☑　東 京 法務局

所属公証人 山田一郎 作成令和元年第 １２３ 号

□ 　　地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員

記

１ 元金 　金　１，０００，０００　円

ただし，令和元年５月１日付け財産分与契約に基づく財産分与請求権

２ 損害金 金 １２，６０２ 円

☑ 上記１に対する，令和元年６月１日から令和元年８月３１日まで年５パーセントの割合による金員

□ 上記１の内金 円に対する，令和 年 月 日から令和年 月 日まで の割合による金員

合計 金 １１２，６０２ 円

☑ 弁済期 令和元年５月３１日　□ 最終弁済期令和 年 月 日

□ なお，債務者は， に支払うべき金員の支払を怠り，令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

□ なお，債務者は， に支払うべき金員の支払を怠り，その額が金 円に達したので，令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

□ なお，債務者は， に支払うべき金員の支払を怠り，その額が 回分以上に達したので，令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

□

（注）該当する事項の□にレを付する。